## 田川市立病院マスコットキャラクターうさっちょ使用取扱要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、別記「田川市立病院マスコットキャラクターうさっちょ」(以下「うさっちょ」という。)の使用に関し必要な事項を定める。
- (うさっちょに関する権利)
- 第2条 うさっちょに関する一切の権利は、田川市立病院に属する。

(使用の申請)

- 第3条 うさっちょを使用しようとする者は、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ 病院長の承認を受けなければならない。
  - (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
  - (2) 田川市立病院が販売を目的とする物品以外に使用するとき。
  - (3) 病院長が使用を適当と認めるとき。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、 病院長に提出しなければならない。
  - (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
  - (2) うさっちょの使用状況がわかる完成見本等
  - (3) その他病院長が必要と認める書類

(使用の承認)

- 第4条 病院長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が田川 市立病院のPRに寄与すると認めるときは、使用を承認することができる。この場合に おいて、病院長は、必要があると認めるときは、うさっちょの使用方法その他について、 条件を付すことができる。
- 2 病院長は、前項の規定により使用を承認、不承認にかかわらず通知する。

(使用上の遵守事項)

- 第5条 第4条の規定による使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 承認された内容に限り使用すること。
  - (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。
  - (3) 第4条の規定による使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
  - (4) うさっちょを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際しては、「うさっちょ」と明記すること。
- 2 前項第2号の提出が困難な場合、使用者は、その状況がわかる写真等を提出することにより、これに代えることができる。

(損害等の責任)

第6条 田川市立病院は、うさっちょの使用を承認したことに起因する使用者の損害等に

ついて、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、うさっちょを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、田川市立病院に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により田川市立病院に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を田川市立病院に賠償しなければならない。 (事務)
- 第7条 この要綱に関する事務は、田川市立病院 経営企画課が行う。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、うさっちょの使用に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月20日から適用する。

別記

田川市立病院マスコットキャラクター うさっちょ

